

2023年4月28日

電気通信大学
学長 田野俊一 殿

団体交渉の申入れ

電気通信大学教職員組合
委員長 山本野人

下記の項目による団体交渉の設定をお願いします。
なお、団体交渉についての連絡は、教職員組合事務室（内線：5027
e-mail:voice@uec-union.org）までお願いします。

記

団体交渉項目

組合員に対する懲戒解雇に関する疑義について

以上

【要求内容説明】

4月12日付けで組合員である教員が諭旨解雇を経て懲戒解雇処分となった。本件の経緯に関し、以下の重大な疑義があるため、説明および必要な是正を求める。

(1) 諭旨解雇処分の事由となった事実は、本学職員懲戒規定の標準例に当てはまるものがない。このような場合については、

- 処分はことさらに慎重であるべきこと
- 特に、解雇など重大な結果を伴う場合には、労使間の合意を尊重すべきことは論を俟たない。

本件に関しては、労使間の合意形成のための努力が十分になされていないという疑義がある。

まず、当事者が納得できる処分であることを目指すべきである。本件の当該准教授は、本学の処分を不服とし法的手段で対抗するとのことである。これについて「諭旨解雇処分の事由となった事実関係を争うのではなく、処分として不当に重いことを訴える」

と聞いている。まさに、懲戒規定に例示のないケースであることに起因する事態である。組合としては、

- 雇用者である大学は、当事者が納得できる範囲の処分にとどめるべきであったと考える。

また当事者以外の労働者の意見を十分に聴取したか、に関しては次の事実がある。審理を行う教育研究評議会に対して本年3月24日付で、

- 8名の教授・2名の名誉教授・元教授からの嘆願書

が提出され、解雇処分は重すぎるといった意見が陳述されている。これらの教授は当該准教授と現場を共にする労働者であり、前述の論点からはその意見は最大限に尊重されるべきである。しかしながら本処分においては、審理で結論を出す前にこれらの教授への聴聞もなく、合意を形成しようとする努力が認められない。

組合としては、以上の経緯は不適切であると考えます。

(2) 当該准教授の審問の場で、弁護士の同席が認められなかったこと

これに関しては、特に本件に関わる特殊な理由があるのか否かを訊きたい。もし、

- 一般の場合について弁護士の同席を認めないことがある

という主張がなされる場合には、公務員に関する以下の通達に鑑みて、不当であると抗議したい。

1994年10月に行政手続法が施行された際の通達：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf,word/tetsuzuki/tsuuchi.pdf

八 聴聞の進行（第20条、第21条関係）

2 補佐人の出頭許可については、当事者等の防御権の適正な行使又は聴聞の審理の円滑な進行の上で必要と認められる場合には、法の趣旨から、当然にそれを許可することが必要であると解されること。

以上